

7川教地第670号
令和8年1月16日

中学校区地域教育会議 議長各位

生涯学習部地域教育推進課長

地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の推薦について（依頼）

日頃から子どもたちがいきいきと育つまちづくりに向け活動いただき、感謝申し上げます。

さて、本市では学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）に参加するなど地域と学校の橋渡しを行っていただく地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7第1項）を地域教育コーディネーターとして委嘱しています。

地域教育コーディネーターには、地域の力で学校教育をよりよくしていく活動を推進する役割とともに、地域ネットワークの活性化などによって地域の教育力の向上に主体的に関わっていただく役割をお願いしているところです。

つきましては、ぜひ適任者の御推薦をいただきたく、依頼申し上げます。

1 地域教育コーディネーター概要

（1）活動内容

①地域と学校の橋渡し

- ・学校運営協議会の委員として、学校運営方針等の承認などを通じて主体的に関わる
- ・学校運営協議会を受けてネットワーク会議を開催するなど、学校支援活動や放課後等の学習支援・体験活動などの実現に向けて、地域団体や地域住民をコーディネートする
- ・学校との窓口として、連絡体制を確保する

②地域の教育力の推進

- ・地域団体や地域人材と緩やかな地域ネットワークを形成し、必要に応じてお互いに連携・協力ができるような役割を担う
- ・多くの地域団体や地域人材で校正される地域教育会議を円滑に運営していくために、全体に係る事務などを担い、地域活動に主体的に関わる

（2）定数

原則、各小中学校につき1名の委嘱を目指すものとする。

※地域の教育力の推進の役割を担うものとして、中学校区としての委嘱も可能

※同一のコーディネーターが複数の学校を担当すること、複数人でひとつの学校を担当することを妨げない。

（3）委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※年度途中からの推薦も可。ただし、学校運営協議会の委員をお願いできない場合あり

（4）謝金

各小中学校単位に、年間50時間、1時間あたり1,480円を上限に予算を確保

2 推薦期日

令和8年2月24日（火）まで

※年度途中の推薦も隨時お受けします。

3 添付資料

別紙1 川崎市地域教育コーディネーターの推薦方法

別紙2 川崎市地域教育コーディネーター設置要綱

添付資料 川崎市地域教育コーディネーター推薦書

（地域教育推進課 大原・中里・川村担当）

電話 200-3565

川崎市地域教育コーディネーターの推薦方法

1 候補者の選定

地域教育コーディネーターは、地域と学校の橋渡し役であることから、地域とが学校のそれぞれの実情や立場を理解している方のうち、次のすべての資格要件に該当する方をお願いしています。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 当該中学校区の中学校長及び地域教育会議の議長の推薦を受けた者

※ 小学校を担当する地域教育コーディネーターについても、小学校長と調整のうえ、中学校長及び中学校区地域教育会議の議長から御推薦をお願いします。

2 推薦方法

- (1) 添付資料「川崎市地域教育コーディネーター推薦書」に被推薦者の情報等の必要事項を記入

なお、期待する役割については、次の2つの役割に該当するものすべてにチェックをお願いします。

- ①学校運営協議会への協力

学校運営協議会の委員として、主に学校との連携を行う役割

※複数人推薦の場合は、最低1名が学校運営協議会の委員として選任されます。

- ②地域教育会議の事務など、地域学校協働活動の運営

地域ネットワークの活性化や地域学校協働活動を推進する役割

※②の役割のみの方は、学校運営協議会の委員に選出されません。

- (2) 記載いただいた推薦書を次のいずれかの方法で、教育委員会事務局地域教育推進課に送付する

- ・エクセルデータのまま専用フォームで送信

※教育委員会ホームページ「地域教育コーディネーターの推薦について」リンクあり

【URL】<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000166641.html>

- ・印刷したものを、学校を通じて教育委員会事務局へ送付

3 委嘱手続き

3月下旬を目途に、地域教育推進課から本人宛てに委嘱状を郵送します。

※本来、教育委員会から直接お渡しえべきところ、郵送交付となることを御容赦ください。

あわせて、各議長及び各学校長宛てに委嘱者の一覧をお送りします。

川崎市地域教育コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コーディネーターは、法第5条第2項に基づく地域学校協働活動（以下「地域学校協働活動」という。）に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、中学校区に設置する中学校区地域教育会議にコーディネーターを置く。

(定数)

第4条 コーディネーターの数は、当該中学校区に属する小学校及び中学校に、原則各1名を配置するものとする。ただし、同一のコーディネーターが複数の学校を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 コーディネーターの委嘱は、次の各号のすべての資格要件に該当する者のうちから、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 当該中学校区の中学校長及び中学校地域教育会議の議長（以下「議長」と

いう。) の推薦を受けた者。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときその他特別な事情があると認めるときは、当該コーディネーターを配置する小学校又は中学校の校長の推薦を受けた者
(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 コーディネーターの委嘱期間は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認める場合

(2) コーディネーターから委嘱の辞退の申し出があり、やむを得ない理由があると認める場合

(3) その他コーディネーターとしてふさわしくない行為を行ったと認める場合
(活動内容)

第7条 コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 中学校区地域教育会議の運営に関する活動

(2) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(3) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(4) 地域・学校の教育活動への支援や企画及び参加促進に関する活動

(5) その他コーディネーターの設置の目的を達成するために必要な活動
(研修等の実施)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項について、コーディネーターに対して必要に応じて研修等を実施する。

(1) コーディネーターの行う活動に関する事。

(2) 地域の教育課題等に関する事。

(3) その他コーディネーターの目的を達成するため必要な事項に関すること。

(守秘義務)

第9条 コーディネーターは、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、コーディネーターの委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第10条 コーディネーターに関わる庶務は、教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課において処理する。

(謝礼等)

第11条 第7条に定めるコーディネーターの活動に対し、中学校区地域教育会議は、教育委員会が認める範囲で謝礼等を支払うことができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則（令和2年4月1日。2川教生第933号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

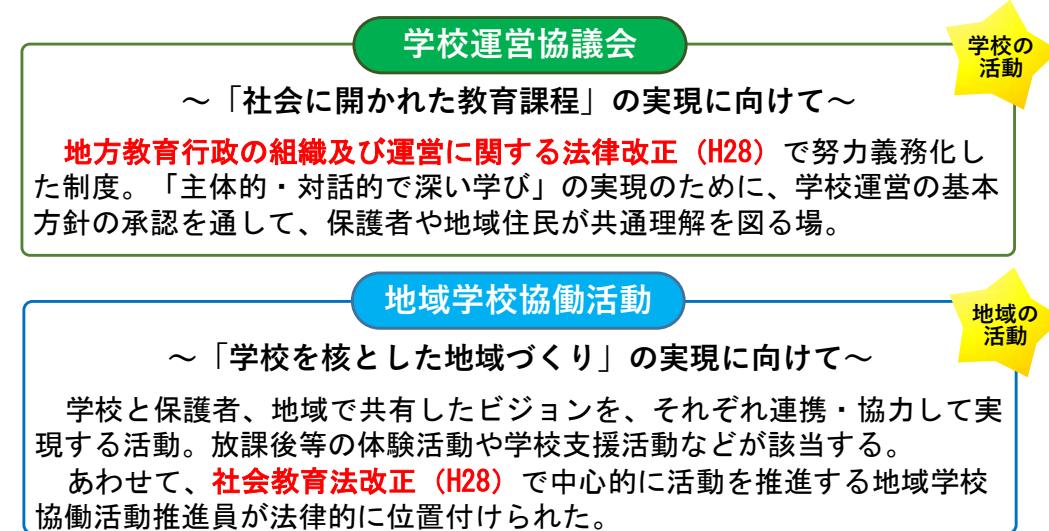
附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

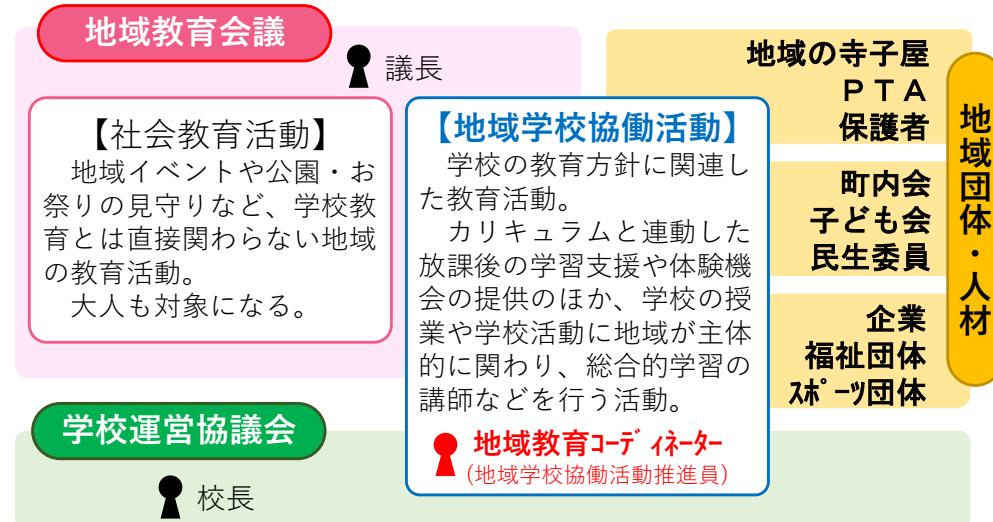
地域教育会議と地域学校協働活動

参考

1 学校運営協議会と地域学校協働活動



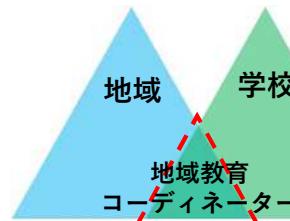
2 地域教育会議と地域学校協働活動



※地域教育会議は、社会教育と地域学校協働活動の2つの顔を持つ組織

3 地域教育コーディネーター

社会教育法に定められた地域学校協働活動推進員の川崎市独自の呼称



- ・地域と学校を橋渡しをする方。
- ・地域と学校の両方の視点に立って、調整できるように、学校運営協議会にも参加。
- ・ネットワーク会議を開催するなどし、地域同士の相互理解も図る。

地域教育コーディネーターの委嘱

委嘱手続	地域教育会議議長と中学校長の推薦を受けて、教育長が委嘱。 ※小学校の対象者も中学校長が推進
対象者	・地域において社会的信望がある者 ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者 ・当該中学校区の中学校長及び中学校区地域教育会議の議長の推薦を受けた者
委嘱期間	・4月1日から翌年3月末まで。 ※再任を妨げない ※前年度中の推薦を基本とするが、随時推薦を受け付ける ※年度途中からの委嘱については、学校運営協議会の委員選考に間に合わない場合あり
委嘱人数	原則、各小中学校に1名。 ただし、複数校の兼任、複数人での分担可
謝礼	学校単位で予算化。回数及び時間単価の上限あり。 ※複数の中学校区にわたる小学校の場合、中学校区同士で、複数人での役割分担や片方の中学校区で推薦するなどの調整を行う ※令和7年度は1校あたり74,000円（50時間×1,480円）で予算確保
その他	・守秘義務あり。※委嘱期間経過後も適用 ・推薦の際は、期待する役割 ※学校運営協議会への参加、地域ネットワークの活性化（地域教育会議の事務を含む）を明記。